【金属くず商】

誓　　約　　書 （管理者）

私は、大阪府金属くず営業条例第４条に掲げる

１　刑法第２編第３６章（窃盗及び強盗の罪）又は第３９章（盗品等に関する罪）に定める罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して１年を経過しない者

２　古物営業法第３条の規定に違反し無許可営業を営んだことにより刑に処せられ、その　執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して６月を経過しない者

３　大阪府金属くず営業条例第３条の規定に違反し無許可営業を営んだことにより刑に処　せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して６月を経　過しない者

４　第１９条の規定により金属くず営業許可を取り消され、当該取消しの日から起算して　６月を経過しない者

５　心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

６　未成年者（営業について成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）

でないことを誓約致します。

大 阪 府 公 安 委 員 会 殿

 　　　 年　　月　　日

住　　所

氏　　名